

税制上の優遇措置について

当財団は、内閣総理大臣より「公益財団法人」の認定（平成24年3月19日付け認定、平成24年4月1日に法人登記）を受けております。「公益財団法人」は、寄附優遇の対象となる特定公益増進法人に該当し、当財団への寄附金等は、税法上の優遇措置の対象となります。

（企業・法人の場合）

○法人が当財団に対して寄附をした場合の「損金算入限度額」^{（注1）}の計算

損金算入限度額 =

$$\left(\begin{array}{c} \text{事業年度終了} \\ \text{の時の} \\ \text{資本金等の額} \end{array} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \begin{array}{c} \text{その事業年度} \\ \text{の所得の金額} \end{array} \times \frac{6.25}{100} \right) \times 1/2$$

（注1）特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

（個人の場合）

①所得税

寄附金控除額 = 次のいずれか低い金額（イまたはロ） - 2,000円

- | | |
|---|------------------------------------|
| イ | その年に支出した特定寄附金の額の合計額 |
| ロ | その年の総所得金額等 ^{（注2）} の40%相当額 |

（注2）「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

②住民税

個人住民税の寄附金税制により、都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金（公益社団・財団法人に対する寄附金等）が寄附優遇措置の対象となりますので、当財団への寄附に対して、個人住民税の控除が受けられます。

条例での指定状況は都道府県によって異なりますので、お住いの都道府県税務署、市区町村の徴税窓口にお問い合わせください。

- 寄附優遇指定の適用を受けるためには、寄附者が確定申告等を行うことが必要です。
- ご入金いただきました寄附金等の税制上の優遇措置を受けるための証明書としては、確定申告書への添付として、領収書（主たる業務に関連する寄附金であることを添え書きいたします）を発行させていただきます。
- 寄附優遇措置の詳細については、国税庁やお近くの税務署（個人住民税についてはお住いの市区町村）にお問い合わせください。

以上

【問合せ先】公益財団法人中部科学技術センター
総務部 TEL. 052-231-3043

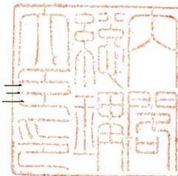
①法人税及び所得税「税額控除に係る証明書」の写し



府益担第382号
平成29年4月24日

公益財団法人中部科学技術センター
代表者 水谷 良亮 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成29年4月24日 から 平成34年4月23日 まで

24 財 税 第 13 号

平成 24 年 5 月 1 日

公益財団法人中部科学技術センター 様

名古屋市長 河 村 たかし



個人の市民税における寄付金税額控除の対象となる寄附金の
指定について（通知）

平成24年4月12日付けで申請のありましたみだしの件につきまして、財団法人中部科学技術センター及び公益財団法人中部科学技術センターに対して個人から支出された寄附金を、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄付金税額控除の対象となる寄附金として指定しましたので通知します。

なお、当該指定により、平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間に財団法人中部科学技術センターに対して個人から支出された寄附金及び平成24年4月1日以後に公益財団法人中部科学技術センターに対して個人から支出された寄附金が、個人の市民税における寄付金税額控除の対象となります。

担当 財政局税務部税制課税制係

電話 052-972-2333

名古屋市告示第 237 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対するものを指定します。

平成24年5月1日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
財団法人中部科学技術センター	名古屋市中区大須一丁目35番18号	平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間に個人が支出した寄附金
公益財団法人中部科学技術センター	名古屋市中区大須一丁目35番18号	平成24年4月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課